

令和 3 年 9 月 30 日

保護者のみなさま

島本町立第二中学校  
校長 松本 剛

### 町立学校園における今後の教育活動について（お知らせ）

平素は本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

緊急事態宣言の解除をうけ、町立学校園の対応につきましては、下記のとおりとする旨の通知が町教育委員会よりありました。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。変更が生じた場合は、再度お知らせします。

#### 記

##### 1 期 間

令和 3 年 10 月 1 日（金）以降

##### 2 授業について

- (1) 分散登校や短縮授業を行わず、通常形態を維持します。
- (2) 感染状況により不安を感じて登校しない児童生徒等については、十分な学習支援を行います。その際学校・ホームにパソコン、タブレット等がない場合は、必要に応じて学校のタブレットを貸し出します。
- (3) 毎日の健康観察や基本的な感染症対策を徹底します。

##### 3 修学旅行等、泊や府県間の移動を伴う行事について

感染防止対策を徹底したうえで実施します。ただし、旅行（移動）先の都道府県が大阪からの受け入れを拒否している場合は中止または延期とします。

##### 4 学校行事（文化祭《展示部門のみ》・授業参観等）について

来場者（保護者等）も含めて感染防止対策を徹底したうえで実施します。

##### 5 部活動について

- (1) 感染防止対策を徹底した上で実施します。
- (2) 部活動前後での生徒同士による飲食を控えるとともに、更衣時に身体的距離を確保するように指導します。
- (3) 発熱や風邪症状がある場合は活動への参加を見合わせるように改め

て指導を徹底します。

(4) 府県間の移動を伴う練習試合（合同練習）は実施しません。

6 感染者が確認された場合の臨時休業・学級閉鎖等について

- (1) 陽性者が確認された場合、学校全体を臨時休業とするとともに、保健所の疫学調査に協力します。
- (2) 保健所による検査対象者の決定後、検査結果判明までは検査対象者の所属する学級等を閉鎖します。
- (3) 検査の結果、新たに陽性者が判明した場合は、学校での感染拡大にかかる保健所の見解を確認した上で、学級等の再開を判断します。